

令和8年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務仕様書

- 1 業務名  
令和8年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務
- 2 業務内容  
令和8年度元気すこやか健診受診券、手引き、封筒及び個人情報保護シール（以下「受診券等」という。）を送付するに当たり、受診券等の様式を作成するとともに、発注者が貸与する印字データ等を基に、受診券等の印字・封入・封かんを行い、成果品として発注者に納品するもの。
- 3 契約期間  
契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで
- 4 履行場所  
受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所
- 5 成果品納入場所  
東広島市健康福祉部医療保健課及び東広島市内の郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局
- 6 準拠する法令等  
個人情報の保護に関する法律  
東広島市契約規則  
個人情報保護取扱特記事項  
業務委託契約約款  
その他関係法令

7 業務詳細

(1) 受診券等様式作成作業

ア 成果物

項番	品名 (履行区分)	規格・仕様	原稿	作成部数
1	元気すこやか健診受診券	<ul style="list-style-type: none"> <li>● A3（縦サイズは12インチサイズでも可）</li> <li>● 両面1枚</li> <li>● ミシン目入り（ミシン目の本数等については、双方協議の上で決定する）</li> <li>● 白色110kg</li> <li>● 表4色（フルカラー）裏2色刷り</li> <li>● 集団健診申込ハガキ付（料金受取人払承認番号、郵便事業用バーコード有り）</li> </ul>	契約締結後、紙原稿又はPDFにより提供する。原稿をベースに発注者と協議を行い、校正原稿を決定する。ただし、料金受取人払郵便物用カスタマバーコード及び掲載文の一部については、電子データをメールで提供する。	128,000枚
2	手引き	<ul style="list-style-type: none"> <li>● A3</li> <li>● 両面3枚</li> <li>● 3色刷り</li> <li>● 白色55kg</li> <li>● A3用紙3枚を長辺が2等分になるように二つ折り（ホチキス留めや製本等はしない、新聞形式。）にし、三つ折りにする。※ページ番号有り。</li> </ul>	契約締結後、電子データをメールで提供する。原稿をベースに発注者と協議を行い、校正原稿を決定する。	128,000セット
3	発送用封筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定型</li> <li>● 窓開き</li> <li>● 区内特別</li> <li>● 白色用紙</li> <li>● 2色刷り</li> <li>● 透かし防止処理（窓開き部分除く。）</li> </ul>	契約締結後、電子データをメールで提供する。原稿をベースに発注者と協議を行い、校正原稿を決定する。	128,000枚

4	個人情報保護シール	<ul style="list-style-type: none"> <li>●紺色の背景に、白抜きで「集団健診申込ハガキを送る際は、この個人情報保護シールをご利用ください」の文字を入れる。</li> <li>●ハガキ裏面の個人情報部分が隠れる大きさ（例：15 cm×9cm）</li> </ul>	契約締結後、紙原稿で提供する。紙原稿をベースに双方で協議を行い、校正原稿を決定する。	128,000枚
---	-----------	---	--	----------

※原稿の印刷位置やレイアウト等、多少の調整は可能とする。その際は、双方協議の上で、決定する。

イ 校正 全て3回までとする。ただし、最終校正後であっても、制度改正等によりやむを得ず文面を変更する必要がある場合は、双方協議の上で、原稿の微修正を行い、校正回数を変更することがある。

ウ その他仕様・項番1～4は、別途、イメージ見本を参照し、このイメージで作成する。その際、字体、フォント及び濃淡については、ユニバーサルデザインに準拠すること。

- ・項番1～3は、業務完了後、印刷データをPDFで電子記録媒体にて提出すること。
- ・(1)受診券等様式作成作業及び(2)個人情報印刷作業は、別工程とせず、同時に行っても良い。(この場合は、印字に用いなかった残余帳票分は、業務終了後に印字のない帳票として提出すること。)
- ・個人情報保護シールは、ハガキに記載の文字が透けないように調整すること。

## (2) 個人情報印字作業

### ア 作業内容

(1)ア-1で作成した受診券に発注者から提供する個人情報を、発注者が指定する用紙に印字するためのプログラム開発を受注者で行い、印字する。

### イ 個人情報の受け渡し

個人情報は、発注者から受注者が用意したUSBメモリに格納し、受注者に貸与する方法を基本とするが、総合行政ネットワーク（LGWAN）上でのファイル転送サービスなどを受注者が保有している場合、当該サービスを利用したデータ收受も可能とする。

※USBメモリは、次の規格を満たすものとする。

- ・自動暗号化機能があること
- ・パスワード機能があること

USBメモリは、正副2部作成し、それぞれに暗号化をするものとする。また、USBメモリは、4の履行場所において施錠できる金庫等で保管し、業務利用以外で持ち出してはならない。当該USBメモリの受け渡し時は、受注者は発注者に借用書（別紙1）を提出するものとする。

データの複製は必要最小限とし、当該業務以外で利用してはならない。受注者は、受領したデータの利用が終了した際は、復元不可能な処理を施した上で、データを廃棄することとする。また、廃棄後、発注者に対してデータ内容、廃棄した年月日、廃棄方法等を発注者に通知するものとする。

LGWAN-ASPを用いたファイル転送サービス等（以下「サービス」という。）によりデータを收受する際、暗号化処理やパスワード設定等、セキュリティ機能を確認し、発注者との協議の上、收受時のセキュリティ措置の内容を決定し明示する。なお、送付データは暗号化処理を施した上で、サービスにアップロードをするものとする。データの複製は必要最小限とし、当該業務以外で利用してはならない。受注者は、受領したデータの利用が終了した際は、復元不可能な処理を施した上で、データを廃棄することとする。また、廃棄後、発注者に対してデータ内容、廃棄した年月日及び廃棄方法を通知するものとする。

### ウ 個人情報の記録形式

個人情報は、CSV形式（カンマ区切り）で貸与する。

※レコード数は、概ね126,000レコード（1人1行）。

### エ 文字コード及び外字データ

発注者から貸与する個人情報の文字コードは、発注者が使用する保健システム独自の行政事務標準文字に準拠したフォントとし、発注者から受注者へ変換用のデータを提供する。

※本業務外での当該文字フォントの使用は、固く禁じる。

### オ プログラム開発

受注者は、個人情報を基に、印字するために使用する印字プログラムの設計及び開発等を行うものとし、その費用は受注者負担とする。カスタマバーコード及び保健システム用バーコードを編集し、印字できるものとする。また、打ち出し順序は、発注者からの個人情報の記録順と

すること。

カ 印字作業

発注者から提供する個人情報を基に、発注者の指定する情報を指定する位置に印字するものとする。また、宛名部分に郵便で読み取り可能なカスタマバーコードを印字し、集団健診申込ハガキ部分に保健システムで読み取り可能とするバーコード(CODE 39)を印字するものとする。

キ 印字数量

項番	品名 (履行区分)	規格・仕様	原稿	作成枚数 (発注予定数量)
5	受診券 (印字)	連続用紙データ印字	契約締結後、電子データをメールで提供する。原稿をベースに発注者と協議を行い、校正原稿を決定する。	126,000 部

※印字開始前に全件の印刷データ(受診券様式及び印字データを組み合わせて、完成の状態を表示したもの)をPDFで電子記録媒体にて提出すること。

(3) 封入封かん作業

項番	品名 (履行区分)	規格・仕様	作成枚数 (発注予定数量)
6	封入・封かん	次のア～エ	126,000 通

ア 作業内容等

(ア) 発送用封筒への封入物

- a 受診券
- b 手引き
- c 個人情報保護シール

(イ) 受診券のカット処理

上記アのうち、(ア)受診券を連続帳票で処理した場合については、連続用紙を個別にカットした状態に処理すること。ただし、連続帳票又は単票のいずれを用いるかは受注者の任意とする。

(ウ) 受診券等の折り作業

- a 受診券は、送付先が窓開き部分から確認できるように三つ折りにする。
- b 重量又は厚み又は目視によるチェックを行い、一通ごとに混入ミスが無いことを確認すること。
- c 手引きは、A3サイズ長辺を2等分に折り、さらに、三つ折りにする(見本参照)。

(エ) 発送用封筒への封入封かん

項番1、2、4の封入封かんは、送付先が窓開き部分から確認出来るように封入すること。(封入封かんに用いなかった手引き、封筒及び個人情報保護シールは、業務終了後に提出すること。)

8 データ運搬及び成果品運搬作業

(1) 作業内容

項番	作業	規格・仕様
7	個人情報データ運搬 (発注者→受注者)	個人情報を記憶したUSBメモリをセキュリティの保たれた方法により、受注者が作業場所まで搬送すること。
	受診券等運搬 (成果品)運搬 (受注者→発注者)	封入封かん作業済みの封筒は、郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局(郵便集配局、郵便番号の上から5桁、詳細は、別表2参照)まで運搬すること。 送付先が、東広島市外のもの及び封入封かんに用いなかった印刷物は、東広島市健康福祉部医療保健課に納品すること。 検査・検品(以下「検査」という。)に要する運搬作業を含む。 ※運搬は、セキュリティの保たれた方法により行うこと。

(2) 成果品の受け渡し

発注者までの運搬方法については、セキュリティの保たれた方法によるものとする。作業等で破損した個人情報印字後の受診券は、破棄せず、成果品とともに、必ず納品すること。また、破損した受診券の再印字を実施すること。

(3) 成果品の整理

印字のない受診券は1つの束にまとめ、封入封かん作業済品は発注者が貸与した個人情報の記録順とし、郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局、郵便番号の上から5桁、詳細は、別表2参照。）ごとに箱詰めするものとする。また、当該箱の側面2箇所（箱の長辺及び短辺）に箱番号（連番）及び郵便集配局を記載するものとする（タックシール等の貼付けを可とする。）。成果品の箱詰め等に要する費用（箱代等）は、受注者が負担するものとし、箱のサイズは発注者と協議し、決定するものとする。

【箱側面及び上面記載例】

箱番号 : △△△／総箱数量 (※28 フォント以上で記載すること。)  
 郵便集配局 : 安芸西条 (※28 フォント以上で記載すること。)  
 郵便番号 : 739-□□  
 発行連番 : ○○○○ ~ ○○○○  
 箱内数量 : (各箱に入っている数量)

(4) 納品場所

封入封かん後に段ボールに詰めた封筒は、別表2の郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局）内の発注者が指定する場所に、発注者の指示に従い、ダンボール1箱ごとに決められた位置に配置すること。郵便番号上5ケタごとに郵便集配局が分かれているので、注意すること。

※送付先が、東広島市外のもの及び封入封かんに用いなかった印刷物（印字の無い受診券様式、手引き、封筒及び個人情報保護シール）は、東広島市健康福祉部医療保健課に納品すること。

【注意事項】

ア ダンボール箱の大きさは、全て統一し、中身の重量を均一にすること。仮に、箱に少量しか入っていないくても、隙間に緩衝材などを入れて動かないように整え、ダンボール箱の底には台紙等を敷き、隙間に帳票が入り込むことのないようにすること。

イ 納入に当たっては、郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局（郵便集配局）別表2）内の発注者が指定する場所に、発注者の指示に従い、ダンボール1箱ごとに決められた位置に配置するまでを作業範囲とする。印字に用いなかった残余帳票分は、東広島市健康福祉部医療保健課に印字のない帳票として提出すること。

ウ ダンボール箱の内法の深さは、封筒を立てて納められる程度とすること。

エ 納品時は、箱数等数量確認及び封筒と内容物との整合等についてサンプル調査を行うので、業務実施責任者又はその指示を受けた者が立ち会うこと。

オ 上記確認及び調査とは別に、受注者が委託業務完了通知書を提出した後に、発注者による業務完了検査を行い、これを最終の確認とする。

カ 納品の7開庁日前までに、各集配局ごとの通数及びダンボール（箱番号（連番））ごとに入っている通数をメールで報告（様式は、別途指定する。）し、発注者の承認を得ること。

キ 配送に係る費用は受注者の負担とするが、郵便料金は発注者が負担する。

9 環境構築作業

(1) データ印字設定等作業

項番	項目	規格・仕様
8	作業打ち合わせ	印字テスト及び本番作業に係るスケジュール等、詳細な打ち合わせを実施する。 作業打ち合わせに係る発注者・受注者それぞれの費用は、各者が負担すること。
9	個人情報印字テスト作業	ダミーで作成した個人情報を基に、印字テストを実施する。印字テストしたもののカスタマバーコード読み取りテスト及び保健システム用バーコード読み取りテストを、発注者の検証が完了するまで実施するものとする。 印字テスト作業に要する運搬費等は、受注者の負担とする。 なお、ダミーで作成した印刷データ（受診券様式及び印字データを組み合わせ、完成の状態を表示したものは、作成後、速やかに、PDFで電子記録媒体にて提出すること。

10	機器設定作業	受注者の印刷機等の設定作業及び個人情報に基づき、印字する印字プログラム開発作業を実施する。
11	印刷物等保管及び在庫管理	受診券等様式を保管及び在庫管理をし、不足が生じることが予想される場合は、速やかに報告し、対応を協議すること。 また、業務完了時には、在庫物品を全て発注者へ納品すること。

## 1.0 作業テスト等

受注者は、次に掲げるテストを行うためのテスト品を納品し、発注者の検査を受けなければならない。また、発注者は、テスト品の納品があった場合には、遅滞なく検査を行い、その結果を受注者に通知する。

なお、受注者は、これらのテストについて発注者の検査に合格した後でなければ、本番処理を行うことができない。

契約期間中に、プリンタ、用紙又はバーコード生成ソフトのいずれかを変更する場合は、その都度、テストを行うものとする。

### (1) 印刷及びミシン目テスト

受注者は、仕様書等に基づき、受診券等を作成するための印刷及びミシン目加工を行い、納品し、発注者の検査を受けなければならない。

### (2) 料金受取人払郵便物用カスタマバーコード読み取りテスト

受注者は、バーコードの読み取りテストのため、前項に記した印刷及びミシン目テストと同時に、バーコードテスト用に、はがき表面部分を10枚提出するものとする。テストは、合格するまで繰り返し行う。

### (3) 個人情報等印字テスト

受注者は、発注者から提供を受けた印字テスト用データ（ダミーデータ10人分程度）により受診券（連続用紙）へのテスト印字を行い、カット処理後、納品し、発注者の検査を受けなければならない。なお、印字テスト用データは、令和8年2月27日（金）までに受注者が用意したUSBメモリに記録して受け渡す。

### (4) 区内特別郵便用バーコード及び保健システム用バーコード読み取りテスト

受注者は、バーコードの読み取りテストのため、バーコードを印字し、前項に記した個人情報等印字テストと同時に、バーコードテスト用に受診券様式を10枚納品し、発注者の検査を受けなければならない。テストは合格するまで繰り返し行う。

### (5) 封入封かん等のテスト

受注者は、発注者から提供を受けた印字テスト用データを基に、印字した受診券等により封入封かん等業務のテストを行い、納品し、発注者の検査を受けなければならない。

※テスト作業に要する運搬費等は、受注者の負担とする。

※成果物の作成部数には、テストプリント等に使用するものは含まないものとする。

## 1.1 電子データ受渡日

受診券様式作成用原稿及び手引きの原稿の受渡日：契約締結日の翌日

受診券テスト用印字データ（ダミーデータ）：令和8年2月27日（金）

受診券印字用個人情報データ：令和8年5月11日（月）

## 1.2 成果品納品期限

令和8年5月22日（金）

災害その他の事情により、成果品の納品が遅延する場合は、発注者へ早急に連絡すること。

また、成果品の事前納品分として、受診券（カット済み）500枚、封筒500枚、手引き500セットを令和8年5月11日（月）までに納品すること。

## 1.3 納品時の添付資料等

成果品と別紙2「納品書」とともに、データを納入する。

## 1.4 単価契約及び発注予定数量

(1) 本業務は、「7 業務詳細」における各作業項目を履行区分とし、対応する契約単価を定め、その他経費を数量1式の単価とする単価契約とする。業務全体の履行区分、契約単価及び発注予定数量を別表1のとおり定める。

(2) 発注予定数量には、変動がある。ただし、別表1に定める各履行区分の発注予定数量を上限とし、

減ずる場合の減少数は上限数の2割とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が委託料(単価を含む。)について協議を行い、必要があると認めるときは、変更契約の締結を行うものとする。

## 1.5 委託料の支払

- (1) 本業務の委託料は、業務完了後の一括払とする。
- (2) 当該業務に係る委託料の計算方法は、別表1に示す履行区分の明細ごとの単価に、履行数量を乗じて計算した額とする。なお、履行数量の確定は業務完了検査により行うので、業務完了後に受注者が提出する委託業務完了通知書において履行区分の明細ごとに履行数量を記載するとともに、請求内訳に履行区分の明細ごとに履行数量を記載すること。

### ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

別表1に示す履行区分の明細ごとの単価に、それぞれ当該履行区分における履行数量を乗じて計算した額を合計した額に、当該合計額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して計算した額。なお、計算過程における履行区分ごとの合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数処理は行わないものとする。

### イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

別表1に示す履行区分の明細ごとの単価に、それぞれ当該履行区分における履行数量を乗じて計算した額を合計した額。なお、計算過程における履行区分ごとの合計金額に1円単位未満の端数があるときは、その端数処理は行わないものとする。

※請求できるものは、成果品として納品し検査合格したもの(作業等で破損した個人情報印字後の受診券は請求対象外。)とする(検査方法:発注者の指示するところにより、成果品の一部若しくは全部を箱詰めし、発注者の指定する場所まで運搬し、検査を受けることとする。)

## 1.6 監督

発注者は、契約期間中必要と認めた場合は、常時受注者に対して、本業務の履行状況について報告を求め、又は履行場所で検査若しくは指示等により監督することができるものとする。

## 1.7 守秘義務

受注者は、いかなる理由があろうとも、本業務により知り得る、又は生ずる個人情報を漏らしてはならない。具体的には、本業務の遂行上知り得た個人情報等の内容について第三者に漏らさないこと、また、本業務の履行に伴い使用する個人情報については、適切に返却・データ消去等、処置すること。

なお、履行完了後にデータ消去・廃棄証明書(別紙3)を提出し、受注者が発注者のデータを保持し続けることがないよう処置すること。

## 1.8 再委託の範囲

当該業務の一部を再委託できる範囲(以下「再委託」という。)は、次のとおりとする。

- 7 業務詳細 (1) 受診券等様式作成作業
- (3) 封入封かん作業

ただし、再委託を行う場合は、あらかじめ、再委託の内容を業務実施計画書に定め、再委託承認願により発注者の承諾を得ること。また、受注者は再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対し、全ての責任を負うものとする。

## 1.9 特記事項

- (1) 本業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (2) 封入封かん済みの受診券の運搬及び保管に当たっては、紛失・盗難等管理に十分注意すること。
- (3) 個人情報の運搬及び成果品運搬を行うに際し、方法等について発注者の承諾を得ること。
- (4) 本業務の実施において、仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、当該疑義の解消方法について事前に発注者と十分に協議し、承諾を得ること。また、協議は可能な限り早期に申し出るなど、業務に支障が生じないよう配慮すること。

## 2.0 問い合わせ先(発注担当課)

東広島市健康福祉部 医療保健課  
電話 082-420-0936  
FAX 082-422-2416

# 借 用 書

東 広 島 市 長 様

年 月 日

次の物品を借り受けました。

事業所名

代 表 者

印

名 称	件数	備 考

## 納 品 書

東 広 島 市 長 様

年 月 日

次の物品を納入しました。

事業所名

代 表 者

印

名 称	件数

次の物品を返品します。

名 称	件数

## データ消去・廃棄証明書

年 月 日

東広島市長 様

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

東広島市から委託されていた次の業務につきまして、東広島市へデータ等を返却し、当社で作業上保管していた当該データの全てを、次の事項を遵守した上で確実に消去したことをここに証明致します。

## 1 業務名

令和8年度元気すこやか健診受診券等作成及び封入封かん等業務

## 2 遵守事項

- (1) 当社は、当該データが記録されている全てのハードディスク等の記録媒体（以下「本記録媒体」という。）について、破棄による本記録媒体の再利用若しくは確実な消去によって本記録媒体に記録されたデータの復元又は読み取りが不可能な状態になるよう必要な処理を講じた上で処理を行いました。
- (2) 当社は、本記録媒体から知り得た秘密情報（個人情報を含む。）を、第三者に開示、複製、流用、転売等を行わないものとします。
- (3) 当社は、当社の役員及び従業員に対して、本書の内容を周知徹底し、遵守させるものとします。

## 3 データ消去

消去日 : 年 月 日

消去方法 : \_\_\_\_\_

消去責任者 : \_\_\_\_\_

(契約単価)

項番	履行区分	数量	単位	単価	発注予定数量 (下限～上限)
1	元気すこやか健診受診券	1	枚		128,000 枚 (作成部数の増減は行 わない。)
2	手引き	1	セット		128,000 セット (作成部数の増減は行 わない。)
3	発送用封筒	1	枚		128,000 枚 (作成部数の増減は行 わない。)
4	個人情報保護シール	1	枚		128,000 枚 (作成部数の増減は行 わない。)
5	受診券 (印字)	1	部		126,000 部 (100,000～126,000 部)
6	封入・封かん	1	通		126,000 通 (100,000～126,000 通)
7～11 ほか	項番 7～11 に示す個人情報デー タ運搬、受診券等運搬、作業打ち 合わせ、個人情報印字テスト作業、 機器設定作業、印刷物等保管及び 在庫管理ほか本業務の実施に必要 な費用の全て	1	式		1 式 (変動しない)

- 1 単価の有効桁数は、小数第 2 位までとする。
- 2 発注者の業務委託料が発注限度額に達しない場合でも、受注者は、委託業務を履行しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、発注限度額を超えて発注又は受注してはならない。

(郵便区内特別郵便物の制度上の配達郵便局 (郵便集配局))

郵便番号		郵便 集配局
739-	00**	安芸西条郵便局
739-	21**	高屋郵便局
739-	01**	八本松郵便局
739-	02**	
739-	25**	板城郵便局
739-	26**	黒瀬郵便局
739-	27**	
739-	23**	福富郵便局
739-	22**	河内郵便局
739-	24**	安芸津郵便局

# イメージ見本

令和8年度元気すこやか健診受診券等作成及び  
封入封かん等業務

項番 1～4

※イメージ見本を参考に、受注者と協議の上で、字体、フォント及び濃淡がユニバーサルデザインに準拠する仕様を決定します。高齢者等が利用することを考慮し、その他についても、契約金額の範囲内で次のイメージ見本よりも良い案があれば、受け付けます。



令和7年度 東広

参考：令和7年度版

## 元気すこやか健診の手引き

健診の受け方

医療機関健診  
(P.6～7へ)

医療機関・健診項目を決める

↓

ご希望の医療機関に、**直接予約**をする（電話等）

節目歯周疾患検診  
20歳～30歳・40歳～50歳・60歳～70歳  
(P.8へ)

医療機関を決める

↓

ご希望の医療機関に、**直接予約**をする（電話等）

集団健診  
(P.4～5へ)

健診会場・健診項目を決める

↓

各会場の  
**締切日必着!**  
(※通年で異なります。)

WEBで申込み

スマホ等から二次元コードを読み込み、申込み

ハガキで申込み

要診票に添付している申込みハガキに**差込票**を記入してポストへ投函する（窓口の申込み可）

※健診日の1週間前までに受診票等（緑色の封筒）が集団健診委託医療機関（東広県民総合医療センター）から届きます。

★受診時には必ず同封の元気すこやか健診受診券を持参してください。受診券を持参していない方は、健診を受けられない場合があります。

健診結果が「要治療」「要精密検査」になった場合は、早めに医療機関を受診してください。

がん検診の精密検査の受診先は、元気すこやか健診を受診した医療機関またはかかりつけ医へご相談ください。また、広域療養の「広域がん医療ネットワーク」も参考にしてください。精密検査にかかる費用は、保険診療の対象となります。精密検査受診日は、元気すこやか健診の結果と紹介状及びマイナ保険証を持参してください。

※1 現在、病気になる可能性がある人は、健診を持たず、早めに医療機関を受診してください。

※2 健診結果に応じて、医師や管理栄養士が訪問等で保健指導を実施します。

※3 東広県市が精密検査結果を把握できなかった場合、対象の方にご連絡を差し上げる場合があります。

※4 元気すこやか健診の受診券は当該年度中に1回のみ使用できます。**複数回受診した場合は、検診費用が全額自己負担**となります。

※5 健診結果は、市と健診委託医療機関で共有するため、健診に関する個人情報や健診委託医療機関へ提供することがありますのでご了承ください。

元気すこやか健診は「元気すこやかポイント事業」のポイント付与対象です。要診票、元気すこやかポイントの該当ページへ各自で受診日をご記入ください。手帳を回収後、市で健診受診状況を把握し、ポイントを付与します。

お問い合わせ先

健康福祉部 医療保健課  
TEL: 082-420-0936 FAX: 082-422-2416

健診種類

対象年齢は、令和8年3月31日時点の年齢で判定しています。

■特定健診・基本健診

健診の種類	健診方法	対象年齢 (R8.3.31時点)	対象者
特定健診	●受診・診察 ●身体測定 ●尿糖測定 (※40～74歳のみ)	40～74歳	令和7年4月1日までに東広県市市民健康保険に加入し、かつ健診受診日まで継続して加入している人
基本健診	●血圧測定 ●尿検査 ●血液検査（血糖、肝機能、血中脂質、腎機能、鉄血、血清尿酸、アルブミン検査）	①39歳以下	※受診券は交付していません（節目歯周疾患検診・子宮頸がん検診対象者を除く）が、集団健診のみ受診が可能です。希望される場合は、医療保険課へ電話で申込みまたは、集団健診申込みサイトからお申込みください。
	●健診結果・医師の判断により、対象者には次の検査を実施（心電図、眼底検査）	②40～74歳	令和7年4月2日以降に、東広県市市民健康保険に加入し、かつ健診受診日まで継続して加入している人
		③40歳以上 ④65～74歳 ⑤75歳以上	生活保護世帯の人 後期高齢者医療制度に加入している人

■肝炎ウイルス検診・がん検診

健診の種類	健診方法	対象年齢	備考
肝炎ウイルス検診	血液検査	40歳以上	●過去に市の健診でこの検診を受けていない人 ●慢性B型・C型肝炎で治療中の人には、この検診は実施しません
肺がん検診	胸部X線検査	40歳以上	●65歳以上の人には紙製肺がん検診も同時実施します
膵がん検診	血液検査 ※該当者のみ	50歳以上	●慢性指数（1日に喫うタバコの本数×年数）が600以上の人
胃がん検診	胃（胃部X線検査「バリウム」）	40歳以上	●括弧内型除菌薬、ペースメーカー等を装着している方は、本検査はお控えください ●嚥下や認知能力の低下がある方は、本検査はお控えください
大腸がん検診	胃（カメラ） ※該当者のみ	40歳以上	●医師が必要と判断した場合のみ実施します ●集団健診では、胃カメラは実施していません
子宮頸がん検診	使退血検査2日法	40歳以上	
子宮頸がん検診	視診・内診・細胞診	20歳以上女性	●複数年齢：医療機関検診・集団健診で受診可 ●奇数年齢：昨年度未受診の場合、集団健診で受診可
乳がん検診	マンモグラフィ	40歳以上女性	●複数年齢：医療機関検診・集団健診で受診可 ●奇数年齢：昨年度未受診の場合、集団健診で受診可 ●増設の実施はありません
前立腺がん検診	血液検査	50歳以上男性	

よくある質問

- Q：子宮頸がんのワクチンを受けたので、子宮頸がん検診を受けなくてもいいですか？  
A：ワクチンでは全てのウイルスHPV感染は予防できないため、子宮頸がん検診も受診し、子宮頸がんに対する予防効果を高めることが大切です。また、ワクチンを受けていない場合も、がん検診を定期的に行うことで、早期のがんを発見し、治療することが可能です。

■節目歯周疾患検診

健診の種類	健診方法	対象年齢	備考
節目歯周疾患検診	診察（現在歯・喪失歯の状況 / 口腔清掃状況 / 歯肉の状況）	20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳	●東広県市市民健康保険受診者・70歳は無料

健診料金種類

参考：令和7年度版

市（区）民健康保険以外の健康保険加入者は、社保等に分類されます。  
※市国民健康保険世帯・生活保護世帯の方は、受診日当日に無料証明書の持参が必要です。詳しくはP.4をご確認ください。

検査・健診項目	医療機関健診					集団健診				
	20～39歳	40～69歳	70～74歳	75歳以上	75歳以上	20～39歳	40～69歳	70～74歳	75歳以上	
がん検診	市国保	社保等	市国保	社保等	市国保	市国保	市国保	市国保	市国保	
基本健診	-	-	※1 無料	※2,300円 (検診は無料)	※1 2,300円 (検診は無料)	無料	2,000円	2,000円	※1 2,000円 (検診は無料)	※1 2,000円 (検診は無料)
特定健診	-	-	無料	-	-	-	-	-	無料	-
肝臓 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳 6人検診	※2年検	-	-	無料	1,700円	無料	無料	無料	無料	無料
肺	※3同時	-	-	無料	1,100円	無料	無料	無料	-	無料
膵 ※該当者のみ	-	-	-	無料	900円	無料	無料	無料	-	無料
胃 (TUTU)	-	-	-	無料	2,600円	無料	無料	無料	-	無料
胃 (カメラ)	-	-	-	無料	4,000円	無料	無料	無料	-	※集団健診での実施はありません。
大腸	-	-	-	無料	700円	無料	無料	無料	-	無料
子宮	※4	無料	1,000円	無料	1,000円	無料	無料	無料	500円	500円
乳	-	-	-	無料	1,500円	無料	無料	無料	-	無料
前立腺 男性のみ	-	-	-	無料	1,900円	※5 1,900円	1,900円	-	無料	1,100円
節目歯周疾患検診 (20, 30, 40, 50, 60, 70歳)	無料	500円	無料	500円	無料	無料	-	-	-	※集団健診での実施はありません。

- ※1 令和7年4月2日以降に市国保に加入し、かつ健診受診日まで継続して加入している人に関する
- ※2 単独：基本健診または特定健診と同時実施しない場合
- ※3 同時：基本健診または特定健診と同時実施する場合
- ※4 奇数年齢の女性は、昨年度元気すこやか健診で未受診の場合、集団健診のみ受診可能  
奇数年齢の女性は、医療機関では子宮頸がん検診・乳がん検診は受診不可
- ※5 医療保険未加入者は自己負担金2,300円、後期高齢者医療制度加入者は自己負担金が無料
- ※6 前立腺がん検診の自己負担金が無料になるのは市国保の加入者に関する（後期高齢者医療制度等の他の健康保険に移行した後に受診した場合は、自己負担金がかかります。）



節目歯周疾患検診実施歯科医院 一覧表

※内容に変更が生じた場合は、市のホームページに掲載を予定します。

※節目歯周疾患検診の対象者は、節目  
■受診期間：令和7年6月2日(月)～令和8年1月

参考：令和7年度版

(70歳)

■実施歯科医院一覧 (令和7年4月現在)

区分	診療科目名	所在地	電話番号	区分	診療科目名	所在地	電話番号
西	ふたご歯科	西宮町1125-1	082-430-7557	西	栄近歯科医院	西宮町1327-4-1	082-425-2521
	いけだ歯科クリニック	新藤原1-4-17 新藤原1-4-201	082-493-0711		栄近歯科医院	西宮深町2-21	082-423-7327
	99歯科アソシオン	西宮町東郷559-10	082-490-3725		山田歯科	西宮町西宮東1243-3	082-423-6457
	うさの歯科医院	西宮町田口2908-22	082-437-5401		新井歯科クリニック	西宮深町3-25	082-421-5655
	新藤原歯科	西宮町東郷3-19	082-422-3744		緑りの歯科	西宮西郷16-15	082-424-0228
	オカダデンタルクリニック	西宮町東郷4846-1	082-431-3321		ゆめみらい歯科矯正歯科西宮	西宮町東郷1372-2F	082-437-4685
	川口歯科医院	西宮町1-4 アットフォーラム201	082-422-2039		ふくびとふくび 歯科クリニック	西宮町上寺51552 2F・3F・4F	082-423-6123
	かわの歯科	西宮町東1-16-6 フィラトレア2F	082-420-8181		新藤原歯科医院	八木町東郷3-4-10	082-428-0120
	木村歯科医院	西宮町東郷3-5-11	082-423-8885		エトワール歯科	八木町東郷4-1-28	082-420-1855
	さくら歯科	西宮町東郷2791-1	082-423-3513		八とう歯科	八木町東郷2-2-8	082-428-5505
	フローバーデンタル	新藤原13-30 新藤原レジデンスKZ102	082-423-3955		本 井原歯科医院	八木町東郷35-8-32	082-428-7177
	西宮アーク歯科	西宮町東郷10-30-301	082-422-4560		徳 内藤歯科医院	八木町東郷640-2	082-497-0780
	名竹田歯科医院	西宮町西郷1125-2	082-431-0999		ひさはた歯科医院	八木町東郷9-11-15	082-428-8585
	さくらファミリー歯科	西宮町東郷28-30 パロードビル東郷2F	082-490-0522		みずちと歯科医院	八木町東郷1-13-22	082-427-0077
	サトウ歯科	西宮町下郷4343-2	082-422-4300		近 田上歯科医院	北沢町七条東郷629	082-433-2029
東	豊河デンタルクリニック	西宮町東郷2731-1	082-430-5489	初 やまぎた歯科医院	北沢町七条東郷1436-14	082-433-5454	
	そえだ歯科医院	西宮土手丸3-2-41	082-423-7755	嶋山歯科医院	高槻町千歳753-1	082-439-1181	
	第二東洋歯科医院	西宮町田口3452-1	082-425-6480	滝巻歯科医院	高槻町東郷3595-2	082-436-1000	
	たかはし歯科医院	西宮町東郷1905-4	082-422-8148	病院 徳の健康ドクター	高槻町東郷2389-1	082-434-8500	
	たかはしデンタルクリニック	西宮町東郷4302 フジグラン東郷東郷	082-422-9600	伊藤歯科医院	高槻町東郷1206-1	082-434-0585	
	たじろ歯科医院	西宮町東郷7938-4	082-431-0525	おおたに歯科	高槻町東郷1108-15	082-439-0001	
	たんいん歯科・矯正歯科	西宮土手丸6-23 エレアールビル1F	082-420-0200	高瀬げい歯科医院	高槻町東郷115-1-119	082-434-7648	
	のびのび歯科・矯正 あまのこども矯正 歯科医院	西宮町東郷486-12-16	082-424-0100	藤田歯科医院	高槻町千歳429-1-2F	082-426-5314	
	のびのび矯正歯科医院	西宮町東郷5484-6	082-420-8790	藤巻歯科医院	高槻町南1452	082-434-7500	
	はらひろ歯科クリニック	西宮町東郷4281-1-301	082-421-6480	ゆめ歯科クリニック	高槻町小池3300	082-434-8255	
	早岐歯科医院	西宮町東郷13-37 シェパードビル東郷2F	082-423-0195	かとう歯科クリニック	高槻町東郷276-7	0823-82-8241	
	ふじ歯科クリニック	西宮土手丸1-5-26	082-421-0001	キョウキ歯科クリニック	高槻町東郷100-1 ゆめタウン高槻2F	0823-83-0117	
	フロンティア歯科クリニック	西宮町東郷9-4	082-423-9833	木村歯科医院	高槻町丸山1420-1	0823-82-0522	
	みそのう歯科クリニック	西宮町東郷6280-1	082-421-1181	ハズタニ歯科医院	高槻町1号東郷1083-1	0823-82-8444	
	ミドリ歯科医院	西宮大町2-12	082-423-8880	別 びと歯科クリニック	羽曳川町西郷655-1	082-420-7700	
みんみの歯科クリニック	西宮町東郷2544-18	082-426-5218	安 いたと歯科クリニック	安芸津町二条4209-9	0846-45-0272		
水月歯科医院	西宮町東郷620 ラフォーレ西郷ビル3F	082-422-3600	徳 上田歯科医院	安芸津町二条4305-1	0846-45-1177		

【項番3】

— 表面 —

参考：令和7年度版

大切な健診のお知らせです。  
This is an important reminder of your health checkup.

**親展**  
Confidential

必ず開封して内容をご確認ください。  
Please be sure to open the envelop and check the contents.  
同封の受診券は、健診当日に持参してください。  
Please bring the enclosed Health Check Vouchers on the day of the checkup.

料金後納  
郵便

**令和7年度 元気すこやか健診**  
Genki Sukoyaka Health Check 2025-2026

**健診受診券 在中**  
Health Check Vouchers Enclosed

※受診券の持参がない場合、元気すこやか健診(医療機関健診・集団健診)の受診ができません。  
If you do not bring your Health Check Vouchers with you on the day of the checkup, you will not be able to take it.

〈お問い合わせ先〉  
東広島市 健康福祉部 医療保健課 健康支援係  
Medical Treatment and Health Division, Higashihiroshima City  
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号  
TEL 082-420-0936 FAX 082-422-2416

— 裏面 —

参考：令和7年度版



【項番4】

参考：令和7年度版

集団健診申込みハガキを送る際は、  
この個人情報保護シートをご利用ください。